

一般社団法人産業保健法学研究会

第7期事業報告書

(2018年11月1日から2019年10月31日まで)

この期は、2015年2月に法人名が産業保健法学研究会に変更され、事務局の住所が日本予防医学協会西日本事業部に移動してから5期目に当たる。なお、2018年11月に、事務局が日本予防医学協会本部に事務局~~が~~移動した。

この期も、実務への貢献を重視しつつも、非営利性、学術性の強化を図った。認定する民間資格の名称をメンタルヘルス法務主任者及び産業保健法務主任者として、受験資格を得るために受講を要件としている講座(資格講座)に、がんなどの難治性身体疾患のり患者の就労支援に関わる単元を積極的に盛り込む方針も維持した。

第7期資格講座を終えた段階で、年会費を支払う会員数は約240名(正会員約220名、準会員約20名)、メンタルヘルス法務主任者資格者は329名、資格者用メーリングリストの登録者数約290名に至っている。

1)第8期メンタルヘルス法務主任者資格講座

2019年6月9日～2018~~年~~9月28日にかけて、第8期資格講座(基礎コース2日(計8単位分)、アドバンストコース4日(計16単位分)から成る)を実施した。

第8期講座には、合計で132名(うちe-ラーニングコース61名)の参加があった。

受講者の内訳は、以下の通り。

【第8期資格講座】

医師	84名
社労士	7名
弁護士	1名
保健師・看護師	8名
心理職	11名
人事労務	3名
その他	18名

計 132名

参考までに、第5期以後の受講者数を以下に掲載する。

【第5期資格講座】

医師	13名
社労士	7名
弁護士	0名
保健師・看護師	13名
心理職	3名
人事労務	14名
その他	5名

【第6期資格講座】

医師	30名
社労士	6名
弁護士	3名
保健師・看護師	8名
心理職	3名
人事労務	20名
その他	4名

【第7期資格講座】

医師	28名
社労士	5名
弁護士	1名
保健師・看護師	17名
心理職	3名
人事労務	18名
その他	8名

受講者数は6期以後増加に転じ、その最大の要因は、医師と人事労務担当者の増加にある。特に産業医の受講者の増加傾向が著しい。他方、社会保険労務士はひとけた台で下げ止まった観がある。全体としての質的な向上がうかがわれる。

2)第8期メンタルヘルス法務主任者資格認定試験

第8期資格認定試験は2018年10月26日に東京で実施し、第8期生のほか、第7期生、第6期生を合わせ合計101名が受験し、73名が合格した。その後、再試験を実施することとなり、不合格者の殆どと合格者1名が申し込んでいる。

第7期試験では60名が受験して51名(85%)、6期試験では53名が受験して32名(約60%)が合格していた。なお、第1期の合格率は約65%、第2期は約70%、最低は第5期で、49%だった。

なお、講座や試験の内容に、難治性身体疾患のり患者の就労支援に関わる単元を積極的に盛り込むようにしたこともあり、第6期より、試験合格者に対して、「メンタルヘルス法務主任者」と併せて「産業保健法務主任者」の称号を付与してきた。

3)事例検討会

以下の要領で実施した。

【東京会場】

第13回(通算29回)(2019年5月19日):法研本社ビル8F

(講師・コメンテーター:医療法人弘富会神田東クリニック院長精神科医:高野知樹、法学者:三柴丈典)

参加者:55名

第14回(通算31回)(2019年11月2日):江戸東京博物館会議室

(講師・コメンテーター:慶應義塾大学医学部精神神経科学教室客員准教授:白波瀬丈一郎、法学者:三柴丈典)

参加者:37名

【大阪会場】

第13回(通算28回)(2019年3月15日):一般財団法人日本予防医学協会リフレッシュルーム

(講師・コメンテーター:精神科医:花谷隆志、弁護士:波多野進、法学者:三柴丈典。)

参加者:29名

第14回(通算30回)(2019年9月13日):一般財団法人日本予防医学協会リフレッシュルーム

(講師・コメンテーター:精神科医:花谷隆志、法学者:三柴丈典。)

参加者:23名

*大阪会場での事例検討会は、2015年5月22日(通算第8回)から関西福祉科学大学EAP研究所との共同開催となっていたが、参加者の志向性の違いから、2017年11月24日(通算第25回)を最後として単独開催に戻った。結果的に、当法人の会員が参加できる事例検討会は、毎年東京会場2回、大阪会場2回の合計4回となっている。

*東京会場での事例検討会は、第8回(通算第18回)(2016年8月6日)より、記録が産労総合研究所の労務事情誌に掲載されている。記録者として、田中健一氏(東洋大学講師、社会保険労務士)、佐倉健史会員(臨床心理士)、佐藤義哲会員(社会保険労務士)が草稿を作成し、三柴が監修しており、既に第13回分の掲載が完了している。

雑誌に掲載される記事の内容は、会員には、専用のメーリングリストを通じて共有されている。

4)メールマガジンの発行

2014年5月以後、年会費を支払っている法人会員向けに、メンタルヘルス法務に関する情報を掲載したメールマガジンを発行している。2019年11月20日時点で66号まで発行済みで、いずれも専用パスワードを打ち込めば、法人のWEBサイトで閲覧できるように設定されている。

編集は石見忠士氏(産業カウンセラー協会内厚生労働省委託事業「こころの耳」事務局長)が担当し、主な内容は、メンタルヘルスに関する厚生労働省の政策関係情報と、三柴がFacebookに書いている法律論などに関する記事の抜粋から成っている。

その他、不定期に情報提供が三柴からなされており、第7期には、上述の東京会場での事例検討会の記録のほか、合理的配慮義務論に関する論考が配信された。

6)その他の会員向けサービス

第4期に開始された特筆すべき会員向けサービスとして、メール相談員制度がある。1期生の江口智之氏（社会保険労務士）、6期生の古家野晶子氏（弁護士）、7期生の久米康宏氏（精神科医・産業医）が相談員となり、今期は、①退職事由を自己都合から会社都合に書き換えたいと訴える元労働者への産業医の対応の仕方、②退職勧奨の不当性とそれによる精神疾患の発症を訴える社員への対応の仕方、③最大株主である会社代表取締役がアルコール依存症等で就業困難となっている例への対応の仕方、④事業場の分割等によって法的な産業保健体制構築義務を免れようとする企業への対応の仕方、⑤てんかんと精神疾患を合併し、自動車運転や就業に危険が伴う労働者に対して主治医が就業や運転を可としているケースへの対応の仕方、⑥統合失調症の診断を受けた労働者が業務不履行、職場秩序の紊乱等の問題を生じているケースへの対応の仕方、⑦会社の管理職が事業上の赤字の責任を問われる中で経費精算上のミスを指摘され、刑事告訴の可能性を示唆されて退職に追い込まれたケースへの対応の仕方の計7件の質問が寄せられ、相談員から回答が示されたほか、他の会員からも回答等が示された。

専門家の紹介依頼はなかった。

7)総評

第3期講座実施途中の2015年2月に実施された法人再編以後、「産業保健法学に関する実践的かつ学術的な知識と人的ネットワークのプラットフォームをつくる」という法人設立の所期目的に回帰して、講座内容を含む運営全般について、「選択と集中」を進めて来た。

その結果、医師や人事労務担当者の受講者が増加し、全体として受講者のレベルは向上した。受講者数も、第6期講座以後、増加に転じた。

既に、産業保健関係者には広く知られる存在となっている。

本法人は、今期をもって主な活動を停止し、今後は、2020年11月に発足予定の産業保健法学会の設立準備費用を賄うための財团的な役割を担う予定である。